

地方自治体で働く非正規職員は、非正規保育士が「クラス担任」になっていることに象徴されるように、正規公務員とほとんど変わらない仕事を行っています。しかし、自治体は、税金を使って人材育成しながら、一方で勤続年数などを理由に雇い止めを行うなど、その待遇とともに公務のあり方としても問題があります。



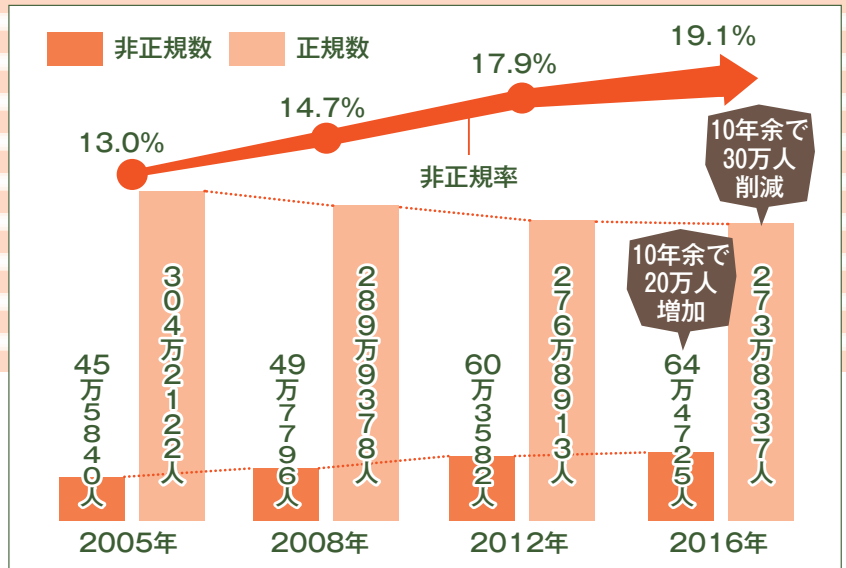
もはや非正規職員は  
補助的業務ではなく  
住民サービスの先頭に

非正規職員は、保育士や教員をはじめ、医療・福祉・教育の現場など、住民のみなさんと接する部門で、雇用不安を抱えながら、正規職員とともに住民サービスを支えています。

非正規雇用の待遇  
改善はまず、  
公務の職場から

安倍首相は、一億総活躍社会を掲げ「非正規という言葉がこの国から一掃する」、仕事と生活の両立支援をすすめると言っています。

そうならば、足元である公務職場の非正規職員の待遇改善をすすめ、両立支援を保障する自治体の役割を強化するとともに、範を示していくことが必要ではないでしょうか。



同一労働  
同一賃金  
非正規 という言葉  
をなくす

官製  
ワーキングプア  
解消を  
というなら

勤務実態に見合わない待遇

民間のパート労働者も、翌年になると時間給が何円かは上がります。それが公務ではほとんどの場合、昇給がない、あっても雇用年限ごとにリセットされています。

また、通勤費支給もない、年休や産休や育休も保障されない、社会保険に加入させないなどがまかり通っています。

法律による  
労働条件確保を

同一労働同一賃金に反する法律の規定を改正することをはじめ、民間労働者に保障されているパート労働法など労働保護法制を適用させましょう。

全国一律に、どこで働いていても、どのような働き方でも、法律によって賃金・労働条件が保障されることが非常に重要です。

地方自治法

203条の2 非常勤職員・報酬・費用弁償  
204条 常勤職員・給料及び旅費、手当  
※この規定が、非常勤職員への一時金など手当支給を否定する自治体の根拠となっています。



自治労連  
日本自治体労働組合総連合

〒112-0012 東京都文京区大塚4-10-7 自治労連会館  
TEL 03(5978)3580 FAX 03(5978)3588  
E-mail: info@jichiroren.jp  
URL: http://www.jichiroren.jp